

農地・農業用施設災害復旧事業について

農地・農業用施設災害復旧事業は農林水産省所管の事業で、「農林水産事業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づき**国庫補助**がなされます。

災害復旧工事を受けるには…

届出には期限があります

災害復旧工事の適用を受けようとする農地の所有者又は受益者は、被災後1週間以内に行政連絡員に報告し、報告を受けた行政連絡員は速やかに中種子町役場農地整備課に報告をしなければなりません。

採択には制限があります

災害復旧事業の対象となる災害は「異常な天然現象」により生じた災害です。

降雨：24時間雨量が80mm以上・1時間当り20mm以上

洪水：警戒水位以上・低水位と堤防高の1/2以上

暴風：最大風速（10分間平均）15m/s以上

その他：干害・降灰・高潮・津波・地すべり・地震・落雷他 自然災害に起因する事象

災害復旧工事については、1箇所の工事費が40万円以上のものが対象となります。

補助金には限度があります

農地

農地（田・畑）について、実際に耕作している土地で、現に肥培管理を行っている土地のことをいいます。

また、耕作しようとするば直ちに農地として使用できる休耕地等も対象となります。

※宅地内の家庭菜園は対象となりません。

また個人財産である農地は、農地の傾斜度、被害面積に応じ

復旧限度額（以下限度額）が算出されます。

※中種子町では、農地災害復旧工事において国庫補助金を差し引いた額のうち10%を**受益者負担金**として徴収しています。

また、**工事費が限度額を超えた場合は、超えた額も受益者の個人負担となります。**

復旧限度額について

農地の災害復旧事業には**限度額**があります。

限度額：農地の災害復旧に係る国からの補助金の最大額

算出方法：被災農地面積×国が定める面積当り事業費

農業用施設

農業用施設（幅員1.2m以上の農道・用排水路・ため池等）の災害については、2戸以上の受益者が採択要件となります。

なお、農地と同様に**適正な維持管理を行っており**、現に利用している施設をいいます。

ご不明な点があれば下記までお問い合わせください。

問合せ先

中種子町役場 農地整備課 管理係

電話 代表 27-1111（内線）268